



初回産科受診料補助金交付事業について

三島市では、妊婦の方が経済的理由で産科受診をためらうことがないように、初回産科受診料の補助を行っています。

対象者

「受診時」及び「申請時」に三島市に住民票があり、次の1または2に該当する妊婦

- 1 市民税非課税世帯に属する妊婦
*市民税は制度利用年度の前年の所得に対するもの
(1月から6月末までの申請については、前々年)
- 2 生活保護受給世帯の妊婦

助成内容と助成額

初回産科受診に要した保険適用外の受診費用(妊娠の判定に要する費用)を、申請に基づき口座へ振り込みます。

- 上限 10,000円(1回の妊娠につき1回限り)
- 令和6年4月1日以降の受診が対象です。

手続き方法

- 1 申請場所 三島市立保健センター (三島市健康づくり課)
住所 三島市南二日町8番35号
電話 055-973-3700
- 2 持ち物 (1) 申請書(第1号様式)
(2) 初回産科受診時の領収書原本(保険適用外のもの)
(3) 妊婦本人確認できるもの
(マイナンバーカード、運転免許証、在留資格証など)
(4) 妊婦本人名義の振込口座が確認できるもの
(5) 妊娠が証明できるもの(妊娠届出書、超音波撮影の写真、母子健康手帳等)
- 3 申請期限 初回受診した日から6か月以内



お問合せ先
三島市立保健センター(健康づくり課 母子保健係)
電話 055-973-3700
Mail boshisoudan@city.mishima.shizuoka.jp